

第1 審査の結果の概要

平成22年2月1日付けの我孫子市の農業振興地域整備計画の変更に係る協議の申出について、千葉県知事が平成23年6月27日付けで行った不同意は、違法ではなく、かつ、不当であるとも認められない。

第2 争いのない事実等

我孫子市は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更案（以下「本件計画変更案」という。）を作成した。

本件計画変更案は、法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に係るものの変更（以下「本件農用地利用計画変更案」という。）が含まれている。

法第13条第4項が準用する法第8条第4項の規定によれば、市町村は、法第13条第1項の規定に基づき農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

本件計画変更案において、本件農用地利用計画変更案の変更理由として、根戸新田の土地約14.8haについて、計画道路に分断され、集団的に存在する農用地の規模が20haを下回ったことにより、農用地等として確保すべき土地（法第10条第3項第1号から第5号に該当する土地）でなくなったため除外することが記載されていた。

我孫子市は、平成22年2月1日に、千葉県知事に対し、法第13条第4項が準用する法第8条第4項の規定に基づき、本件計画変更案に係る協議の申出を行ったが、千葉県知事は、根戸新田の土地約14.8haのうち少なくとも約6.6ha余りの土地（以下「本件土地」という。）は、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地であり、農用地区域とすべき土地であるとして、同月15日付けで不同意とする（以下「当初不同意」という。）旨を回答した。

我孫子市は、この当初不同意について、不服であるとして、同月24日付けで総務大臣に対し、自治紛争処理委員の審査に付することの申出（以下「当初

審査申出」という。)を行った。

自治紛争処理委員は、この当初審査申出に対する審査（以下「当初審査」という。）を行い、同年5月18日付けで千葉県知事に対し、「千葉県知事は、平成22年2月1日付けの我孫子市の農業振興地域整備計画の変更に係る協議の申出について、平成22年2月15日にした不同意を取り消し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2の規定に基づく基準を設定し公表した上で、本勧告の日から起算して2週間以内に、我孫子市との協議を再開すること」を内容とする勧告（以下「勧告」という。）を行った。

千葉県知事は、勧告を受け、同年5月31日付けで我孫子市に対する当初不同意を取り消し、併せて「農用地利用計画の設定又は変更にかかる同意基準」（以下「同意基準」という。）を設定し公表した。

我孫子市は、当初不同意が取り消され、同意基準が設定し公表されたことにより、千葉県知事との協議を再開した（以下「本件協議」という。）。

なお、我孫子市は、協議再開後、補正差替書面を千葉県知事に提出し、本件農用地利用計画変更案の変更理由について、「この地区は、集団的に存在する農用地の規模が20haを下回っていることにより、農用地等として確保すべき土地（法第10条第3項第1号）に該当しないため除外する。また、この地区は、同項第2号から第5号までの各規定にも該当しない。なお、この地区は、都市計画道路により分断され、通作等に支障が生じている。」と補正を行った。

我孫子市は、協議の再開以降、収集し調査を行ってきた資料等をもとに補充説明書面を作成し、平成23年3月18日付けで千葉県知事に対し、農業振興地域整備計画の変更協議に係る補充説明書を提出し、本件農用地利用計画変更案に同意するよう要請を行った。

千葉県知事は、(イ)本件土地は、国営手賀沼干拓土地改良事業（以下「本件事業」という。）の施行に係る区域内にある土地（排水の受益地）であり、本件事業は、国が行った農業用排水施設の変更（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「法施行規則」という。）第4条の3第1号イ及び同条第2号イ）に該当する事業であるため、本件事業が、本件土地との関係においても法施行規則第4条の3第1号柱書の除外事由に該当しないものと言わざるを得ないこと、(ロ)本件土地は、同号イ括弧書の除外事由、すなわち、「農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地（いわゆる不可避受益地）」には該当せず、また、本件事業は、同号ハ括弧書の除外事由（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事）にも該当し

ないことから、本件農用地利用計画変更案は、法第10条第3項第2号の規定により農用地とすべき土地を農用地区域から除外するという内容を含むものであるとして、同年6月27日付けで本件協議に対し不同意とする（以下「本件不同意」という。）旨を回答した。

我孫子市は、この本件不同意について、同年7月26日付けで総務大臣に対し、自治紛争処理委員の審査に付し、千葉県知事は不同意を取り消し、同意をすべきである旨の勧告を求めることの申出（以下「本件審査申出」という。）を行った。これを受けて、総務大臣は、同年8月8日付けで自治紛争処理委員の審査（以下「本件審査」という。）に付した。

なお、勧告は、当初不同意について、同意基準の設定及び公表の義務に違反して行われたものである点に瑕疵があると認めたものであるが、千葉県知事は、平成22年5月31日付けで同意基準を設定し公表しており、本件協議に対して、法及び法施行規則並びに同意基準に基づいて判断を行っている。

なお、我孫子市は、同意基準の設定及び公表手続並びに内容について瑕疵を指摘するような主張を行っていない。

本件審査申出においては、我孫子市が、千葉県知事の本件不同意に対して、主に本件事業が法施行規則第4条の3第1号柱書括弧書「主として農業の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないものを除く。」に該当するとする主張・立証を行っていることから、この点について検討を行っていくこととする。

第3 争点及びこれに関する当事者の主張

1 本件審査申出の適法性

（千葉県）

勧告では、当初不同意には同意基準の設定・公表義務に違反があるものの、我孫子市のその余の主張については、いずれも採用することができないと判断されている。

しかしながら、我孫子市は、本件審査申出において、「勧告が我孫子市の主張に関して述べた内容をすべて受け入れたうえでの協議再開ではない」、「（勧告が）非常に論理に飛躍のある判断をしており、我孫子市としてはこれを是認す

るものではない。」等を主張しているが、これらは当初審査でいずれも採用されなかった主張の蒸し返しにすぎない。

また、我孫子市は、本件協議において、本件事業の受益地の一部が、昭和45年に市街化区域に編入された際の農林漁業調整関係の基礎的資料が保存されていないということは、当時、排水のみの受益地は「農地防災事業」の受益地とみなされていた可能性が強く、本件土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることは自明の理であるとの主張を加えた。

ところで、我孫子市は、昭和45年の市街化区域編入の際の農林漁業調整関係の資料について、平成21年11月2日付けで千葉県に照会を行い、同年12月24日に千葉県から、資料が保管されておらず確認できない旨の回答を得ている。

そうすると、我孫子市は、この回答を受けた時点で当該農林漁業調整関係の資料が保存されていないことを知ったのであるから、当初の本件計画変更案に係る協議において同様の主張をすることができたし、少なくとも、当初審査申出において同様の主張をすることに何ら支障はなかったはずである。

最高裁判例（昭和51年9月30日最高裁第一小法廷判決及び昭和52年3月24日最高裁第一小法廷判決）によると、これらの我孫子市の主張については、信義則に照らし許されないと云わなければならない。

以上のとおり、本件審査申出は、不適法であるから却下は免れない。

（我孫子市）

千葉県が挙げる最高裁判決は、民事訴訟手続における判断にとどまるものであって、民事訴訟とは異なる本件審査申出とは射程を異にすることから、当該判決を根拠として本件審査申出が却下されることはない。

また、我孫子市が当初審査申出の際に求めた審査の対象は、千葉県知事の当初不同意に対するものであり、他方で、本件審査申出は、千葉県知事の本件不同意を審査の対象とするものである。当初審査申出と本件審査申出は、その審査対象を異にするのであって、千葉県の「主張の蒸し返し」との批判はあたらない。

勧告には、「我孫子市が、本件事業は根戸新田の土地の一部（本件土地）との関係においては農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであると

主張するのであれば、このことについてさらなる主張立証を尽くす必要があると考える。」と示されており、我孫子市は、勧告に従って本件協議においてさらなる主張・立証を尽くしてきたのである。我孫子市の主張は、勧告に従った結果、本件審査申出において主張するに至っているのであり、このような勧告に従った結果の主張が信義則に反するものではないことは多言を要しない。

さらに、市町村が行う自治紛争処理委員の審査に付すことを求める申出は、都道府県の関与があった日から30日以内に行わなければならないとされており、地方自治法は、このような審査申出期間により請求ないし主張の蒸し返しを防止している。逆に言えば、審査申出要件が整っている限り審査申出を却下することは法律上予定されていないと解するべきである。

なお、当初審査で代表自治紛争処理委員を務めた宇賀克也氏は、後の執筆（「ジュリスト第1412号（有斐閣）」）において、以下のように述べている。

- ・ 勧告では、手続的理由で千葉県知事による不同意の取り消しが勧告されたが、自治紛争処理委員は、実体的な審査も相当な時間をかけて行っており、手続的瑕疵を是正して再協議を行うように勧告するにあたっては、審査を通じて得られた自治紛争処理委員の見解を示しておくことが、再協議をするために有益と考えたため、実体的問題についても、見解を示している。そこでは、我孫子市の主張・立証がなお不十分な点を示しているが、これは、我孫子市が再協議の場において、主張・立証すべき点を教示することが、我孫子市長にとって有益と考えたからにほかならない。我孫子市長が、そこで示された点について補強すれば、千葉県知事が同意する可能性があると考ええる。
- ・ 勧告において、実質的には我孫子市が負けたという認識は自治紛争処理委員の認識と異なる。

このことから、千葉県の主張は、当初不同意には、同意基準の設定及び公表義務に違反があるものの、我孫子市のその余の主張については採用することができないと勧告で判断されていることを前提とするものであるが、その前提自体が誤っており、前提が誤っている千葉県の主張が認められることはない。

2 本件土地における本件事業の法施行規則第4条の3第1号柱書括弧書の除外事由（主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの）の該当の有無

（我孫子市）

勧告では、本件事業全体が、農業の生産性向上を直接の目的とするものと判断し、本件事業全体の目的から本件土地における目的も本件事業全体の目的と同一であると「推認できる」などと非常に論理に飛躍のある判断をしており、我孫子市としてはこれを是認するものではない。

また、本件事業が「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業にあたらぬことを勧告が断定したかのような千葉県の上張は正しくない。

さらに、本件事業の施行者である国が「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業には当たらないと認めていると千葉県は主張するが、施行者の判断のみで事業の目的が決められるかのような主張が不当であることは論を俟たない。

(千葉県)

本件事業が「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業には当たらないことについては、事業の施行者である国が認めているところであり、本件土地との関係でみても同様であることは、勧告で判断されたとおりである。

① 昭和45年の市街化区域編入における本件事業の事業目的判断

(我孫子市)

昭和45年に我孫子市、柏市両市とも、本件事業の受益地の一部を市街化区域に編入した経緯があるが、重要な農林漁業調整の経緯を示す資料が現存しないことを考慮すると、本件事業が湛水被害を除去することを事業目的に明記していることや排水のみの受益を受けるとされた農地では面的整備や用排水施設の整備などの基盤整備が行われていない実態があることなどからみて、市街化区域編入時の農林漁業調整においては、「農地防災事業」の受益地とみなされた可能性が強いといえる。

この昭和45年に市街化区域に編入された我孫子市寿地区及び柏市北柏地区は、本件土地と同様、本件事業との関係で排水のみの受益地であり、位置関係についても本件土地と近接している。このように本件事業における受益が共通し、また、位置関係も近接していることからすれば、当該両地区と本件土地を本件事業の目的との関係についても同列に考える方がむしろ合理的であるといえる。

そうすると、我孫子市、柏市両市において市街化区域に編入された土地同様、本件事業との関係で排水受益しか受けていない本件土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることは自明の理と言える。

また、後述するとおり、千葉県は、農林省の通達を引用して主張するが、同通達に基づくと、当該市街化区域に編入された農用地が、農用地防災事業に係る農用地に該当していなかったとすれば、「当該農用地について第二の1に掲げる調整措置を了した場合または了する見込みのある場合」という条件を満たしていなければならなかったはずである。

この点について、千葉県が主張するように、「適正な市街化区域の設定上特段の支障があると認められ」たとしても、農林漁業調整措置が了となっていたことが必要なのである。これは、千葉県の主張する「覚書」の適用にかかわらないことであるが、農林漁業調整措置が了となっていたことを示す書面が一切確認されていない以上、柏市北柏地区が市街化区域に編入できたのは、同地区が「農地防災事業」の受益地と評価されていたと考えるほかはない。

さらに、我孫子市は、あらためて過去の資料の調査を行い、千葉県土木部計画課が昭和44年3月に作成した我孫子市（当時は我孫子町）の都市計画基礎調査に係る市街化区域基礎調査資料添付図の中に農業関係事業実施状況図及び優良農地区域図を、柏市の都市計画基礎調査に係る市街化区域基礎調査資料添付図の中に優良農地区域図を発見し、その写しを入手した。

まず、農業関係事業実施状況図においては、昭和45年に市街化区域に編入されることとなった農用地等が含まれる区域や本件土地が含まれる区域について、本件事業の施行に係る区域であったにもかかわらず図示されていないことが判明した。これは、市街化区域に編入された本件事業の施行区域の農用地部分及び本件土地に係る農用地部分については、少なくとも農林漁業調整の要否そのものを判断する必要がある地区の農用地として判断されていたと考えるべきである。

次に、優良農地区域図においては、昭和45年に市街化区域に編入された我孫子市寿地区、柏市北柏地区が優良農地区域として図示されていないことが判明した。また、本件事業の受益地とされた本件土地に係る農用地も優良農地の扱いがされていなかった。仮に、本件土地が、干拓地や用水整備等の整備を行った農用地と同様に、生産性の向上を直接の目的とした事業の受益地とみなされていたとすれば、農業関係事業実施状況図から外されるはずはなく、優良農

地扱いされていたはずである。

以上のことから考察して、市街化区域基礎調査資料を作成した当時の千葉県農林部局の本件事業の位置づけは、少なくとも本件土地との関係において、本件事業の実施区域の農用地とすらみなしていなかったか、もしくは農林漁業調整を必要としない農地防災事業に係る区域の土地とみなしていたと判断すべきである。

なお、千葉県は、農業関係事業実施状況図及び優良農地区域図の図面の正確性には疑問があると主張するが、千葉県自身で作成した図面について、千葉県が「これら図面の正確性には疑問がある」とする主張は、極めて無責任である。もし、千葉県が主張するように「これら図面の正確性には疑問」があり、正しくなかったとするならば、この基礎調査に基づいて行われた都市計画は極めてズサンなものであったことになるが、そのような主張が容認されて良いはずはない。

したがって、当該証拠図面の正確性は担保されていると評価されるべきであって、そのような正確な証拠図面から見て、当時の県組織として、本件土地について農林漁業調整を要する事業地区の土地と位置付けていなかったことは、すでに明白なのである。

(千葉県)

我孫子市の主張は、昭和45年に我孫子市寿地区及び柏市北柏地区が市街化区域に編入されたが、当時の農林省の通達において、国の直轄又は補助による土地改良事業等による土地基盤整備事業の完了から5年を経過していない農用地は、農用地防災事業に係る農用地を除き、市街化区域に含めない旨定められていたことを捉えてのものであると思われる。しかしながら、同通達では、市街化区域の必要規模、計画的市街地開発の見通し等から見て適正な市街化区域の設定上支障があると認められるときには、「土地基盤整備事業」を実施した農用地であっても、市街化区域に含めることができる旨も定められている。

柏市北柏地区では、昭和45年当時、柏市施行による区画整理事業が計画されており、同区画整理事業は昭和46年に施行されていることからすると、北柏地区が市街化区域に編入されたのは、同地区が「農地防災事業」の受益地であったからではなく、適正な市街化区域の設定上特段の支障があると認められるとして、市街化区域に編入されたからであると解される。

また、我孫子市寿地区については、昭和43年及び昭和45年の航空写真を

みると、我孫子市寿地区の付近は多くが住宅地もしくは宅地の造成地となっており、同地区は昭和45年当時には市街地化がすでに進んでいたことが窺えるが、昭和44年8月22日付けの農林省農地局長と建設省都市局長との覚書では、「すでに市街地を形成している区域に含まれる農用地については、この規定（本件通達第一の1の（2））の適用がないものである」と定められていることから、この覚書の適用により市街化区域に編入されたものと解される。

したがって、この点において我孫子市の主張は理由がないものと言わざるを得ない。

農林漁業調整関係の資料が現存しないことをもって、当時、市街化区域に編入された地区を農地防災事業の受益地とみなしていた可能性が強く、本件土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることは自明の理であるとする我孫子市の主張は、論理的に飛躍があるというほかない。

加えて、本件土地とは別の場所である我孫子市寿地区及び柏市北柏地区が市街化区域に編入された理由を探求したところで、その結果を本件土地にそのままあてはめることはできないし、寿地区及び北柏地区と本件土地とを同列に論じることはできない。

さらに、農業関係事業実施状況図及び優良農地区域図は、地元市町村の協力のもと、千葉県が作成したものと思われるが、これらの図面の作成に当たり県の農林部局と土木部局が協議・調整をしたことはなく、当時、千葉県や農林省が本件事業について本件土地との関係で農地防災事業とみなしていたなどという事実はない。

なお、農業関係事業実施状況図には、本来全て図示されるべき本件事業の施行区域が一部しか図示されていないこと、優良農地区域図においても、優良農地として位置づけられるはずの本件事業で造成された干拓地について、優良農地の区域として図示されていないことからすると、これら図面の正確性には疑問がある。

② 本件土地に係る本件事業の受益地と賦課金

（我孫子市）

本件事業で整備された手賀排水機場の維持管理費負担に係る千葉県の考え方について、千葉県が作成した「平成11年3月29日協定締結資料」における

記述から、手賀排水機場に係る排水受益について、農家側(土地改良区)が負担すべき程度は、「農地防災事業」と同等の0%でも良い程度であることが明らかになり、さらに本件土地についてみれば、本件事業の実施地区全体の中でもそもそも同事業による受益の実態を伴わない農地であることを千葉県自身が認めているということができる。また、負担割合決定に至る経緯も加味すれば、本件土地に係る地権者が賦課金を支払っていることに重要性はなく、むしろ、千葉県が手賀排水機場に係る排水受益を「農地防災事業」と同等の0%でも良いと自認していたことを重要視すべきである。

なお、千葉県が主張するように当該資料において、「農地防災事業」との関連性を直接的に表現した記載部分はないが、千葉県は、関係自治体の負担増を求める中の説明として、この手賀排水機場の維持管理に係る土地改良区側の負担を0%でも良いとする考え方と可能性を、「先人によれば」としつつ、事実上肯定していることに間違いはない。

さらに言えば、当該資料は、まがりなりにも県の「公文書」であり、関係自治体に負担増を求めるうえでの重要な資料である。その資料作成に当たっては、説明資料にせよ引用にせよその意図が明確にあるはずで、資料作成や引用には慎重を期したはずである。その資料において、あえて「土地改良区0%負担の農地防災事業」を例示説明し、さらに先人を引き合いにした説明の内容等からみて、千葉県は、本件事業で整備した手賀排水機場の管理において、他の「農地防災事業」の管理と同等の認識をもっていたとみるのが適当である。

また、千葉県知事は、手賀沼土地改良区は現在5%の費用負担をしていることを主張するが、それは、当該資料の「従来 of 分担金等比率決定の経緯」に記載されているとおり、「土地改良区の関係市町に対する(かんがい期における農業利水上の)発言権の問題」もある中で設定された負担割合であることは、容易に推察できる。

(千葉県)

当該資料は千葉県が作成した資料であるが、我孫子市が主張するような「農地防災事業」との関連性を窺わせる記載は一切なく、本件事業において手賀沼土地改良区は5%の費用負担をしている。

また、当該資料は、昨今の農業・農村を取り巻く環境の厳しさを反映して、組合員感情に配慮して経常賦課金の値上げも厳しいこと等を理由として負担軽減を提案したものであって、そのなかで、負担額0%の施設が例示されていたにすぎない。

いずれにしても、千葉県が手賀排水機場に係る排水受益を農地防災事業と同等の0%でも良いと自認していたという事実はなく、勧告で「仮にかかる事実を認めることができるとしても、それは、我孫子市の認めるように周辺自治体における宅地開発の進展の結果なのであって、これから生じる被害を防止すべく周辺自治体が排水対策に協力したりそのための費用を負担したりすることはむしろ当然のことである。このことによって、手賀沼土地改良区の負担割合が相対的に減少することがあるにしても、本改良区が受けている排水受益効果が量的に減少する訳ではない。」と判断されているところである。

③ 本件土地が相当の生産性を有していたこと

(我孫子市)

昭和28年、29年当時の根戸新田一帯の農地は、非常に大きな台風や大雨が襲う年には一定の被害を受けたものの、通常の年では、大きな被害を受ける農地ではなかった。よって、根戸新田地区の農地は、もともと、相当の生産性を確保できていた農地であり、手賀排水機場による受益を受けてはじめて「生産性が相当に向上された」という農地ではなかった。

昭和28、29年当時の根戸新田地区の農地の写真は、他の主張・立証を補充するために、根戸新田の農地が本件事業により農業の生産性が向上していないことを示す資料として作成したものであり、本件事業による受益が、生産性向上を直接の目的とした事業の受益とみなすことができないことを示す資料である。

(千葉県)

当時の写真から我孫子市が主張するような事実を認めることは不可能である。

また、根戸新田の農地が本件事業により農業の生産性が向上していないとしても、勧告にあるように、本件事業の直接の目的が農業の生産性の向上にあったとの推認を妨げるものではないのであるから、この点についても勧告が求める主張・立証に足るものではない。

④ 根戸新田地区地権者の同意

(我孫子市)

勧告では「本件事業は、…土地改良法に基づく事業参加資格者の同意を得て計画が確定された事業であって、本件事業について法施行規則第4条の3第1号イ該当性を判断するに当たっては、計画変更後の事業の目的について判断しなければならない」とされているが、この同意がどのような事業計画案に対して行われたものであるか、その内容が問題である。

そこで、「国営手賀沼干拓土地改良事業計画概要書（昭和38年11月関東農政局）」（以下「昭和38年概要書」という。）と「農林省印旛沼手賀沼干拓土地改良事業計画概要書（昭和33年8月農林省印旛沼手賀沼干拓建設事務所）」（以下「昭和33年概要書」という。）を比較したところ、以下の点が明らかになった。

- ・ 昭和33年以前の本件事業の計画では、根戸新田地区の農地は「排水のみの受益地」とは扱われていなかったこと。
- ・ 昭和33年以前の本件事業の計画では、「排水のみの受益地」はそもそも事業施行地区内の扱いとされていなかったこと。
- ・ 根戸新田地区の農地が本件事業の施行地区に組み込まれている根拠について、根戸新田地区の地権者は、昭和30年に土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき事業参加資格者として同意していたはずであるという推測は、土地改良区が保有する土地原簿以外に確認資料がないもとの極めて不当であるが、仮にその同意があったとしても、それは根戸新田地区の農地が「用水受益」を受けられることが計画に盛り込まれていたことが前提であったこと。
- ・ 昭和38年の計画変更により、結果として、根戸新田地区に係る用水施設の整備は、新規事業としても、柏機場の増強事業としても行われることがなかったこと。
- ・ 排水のみの受益地に係る増収効果の算定が、根拠が極めて曖昧かつ不適切で、国営事業としての効果算定としてはあまりにズサンなものであることは当初審査の過程で論証したが、もともと「用水受益地」として本件事業の実施地区に組み込んでいたであろう根戸新田地区の農地を、「用水受益地」でなくなったにもかかわらず除外せず、そのまま受益地として（又は受益区域を変えて）残す意図から、やっつけ仕事で後付け説明資料として算定したものだと考えれば、認容できるものではないがそのズサンさも幾分肯けるものであること。
- ・ 根戸新田地区の農家が、根戸新田地区に係る揚水機場整備計画が廃止された本件事業計画変更案について当時同意していたかどうかを確認することなしに、本件事業の計画に根戸新田地区の農地の地権者が同意していたとみなすことはできないこと。
- ・ 仮に、当時法的には同意手続が不要であった計画変更であったとしても、

事業実施地区に組み込まれるうえで決定的に重要となる受益の内容が変わることについて、根戸新田地区の農地の地権者に実態としてそれに同意していたかどうかの確認を行わずに本件事業の計画に根戸新田地区農家が同意していたとみなすことはできないこと。

このように、根戸新田地区農家の同意については、非常に曖昧なものとなっているので、このような曖昧な同意を前提とした自治紛争処理委員の勧告は、その妥当性に疑問が残る。

「事業当初の同意」自体、証拠として提出されないという重大な問題があるが、仮に何らかの同意があったとしても、それは昭和33年概要書にある揚水機場などの整備計画があったからこそ、事業の受益メリットを受け入れて「同意」したものとするのが自然である。少なくとも、最終的な事業受益は、当初「同意」があったかもしれないとされる事業計画と比較して、「用水受益」が消えてなくなっており、「排水受益」に至っては施設整備が何ら行われないうえに「生産性を向上することが直接の目的」の事業受益とは到底みなすことはできないものである。

以上のことから、過去の非常に古い土地改良事業で、地権者の同意の証明すらできない問題、その同意が仮にあったとしてもどのような同意であったのかが全く曖昧な問題、途中の事業計画変更により受益内容自体が大きく後退していた問題、さらには受益地の境界設定の根拠自体が示されない問題など、多くの重大な問題があることが明白な中で、「土地改良法に基づく同意を得て計画が確定した事業であるから…計画変更後の事業の目的について判断しなければならない」と結論付けることは全く適切ではない。

(千葉県)

我孫子市の主張は、本件事業の目的の立証とは何ら関係がなく、適法に確定した自治紛争処理委員の判断を論難するものに過ぎない。

⑤ 受益の現状を見て判断すべきこと

(我孫子市)

勧告では、法第10条第3項第2号の事業の実施区域内の土地とみなすべきかどうかに係る事業目的の判断について「対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」とされているが、これを容認することはできないことを改めて主張する。

本件事業の受益地とされる地域は、その着手から60年以上が経過しており、その当時とは環境が激変している。古い土地改良事業の施設が仮に残っていて、その効用が極わずかでも残っていたとすれば、その整備後100年経ってようやく200年経ってようやく、また、その受益実態がどう激変してようやく、法第10条第3項第2号の事業の実施区域内の土地とみなすべきかどうかの判断には関係なく、「対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」という論理に基づいて判断がされるべきだとすることは、まったく合理性を欠くものである。

具体的に根戸新田の土地の現状を見てみると、次のとおりである。

- ・ 都市計画道路の築造により実態として事業の受益を受けなくなったとみなされる当該道路北側の根戸新田地区の農地にいたっては、根戸新田地区全体の農地の中でも、とりわけて「生産性を向上させることを直接の目的とした事業」の受益地と扱うべきでない農地であることは明らかである。
- ・ 平成21年10月、台風洪水への対応のため手賀排水機場のポンプを運転していた際にポンプ6基中1基が破損し、これを機に実施された機能診断において、当該ポンプのみならず多くの設備が老朽化していることが判明した。今後、手賀排水機場の機能の回復、また、さらなる機能低下防止のためには、大掛かりな改修が必要になるが、現時点では、本件事業で整備された手賀排水機場の6基のポンプのうち1基分が機能しない状況になっている。根戸新田地区の農地にとっては、もともと、生産性を向上させることを直接の目的とする事業の施設とは認められない手賀排水機場であるが、機能不全の施設となった現状においては、いよいよ「生産性を向上させることを直接の目的とした事業」の受益地と扱うことに無理が生じているのである。

本件審査においては、手賀排水機場整備から40年以上が経過して受益実態そのものが激変しているその現況をしっかりと見て、自治紛争処理委員は判断を改めるべきである。

(千葉県)

勧告は、「その目的の判断は、対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」と判断しており、我孫子市の主張は当初審査における主張の繰り返しに過ぎない。

第4 自治紛争処理委員の判断

1 本件審査申出の適法性

自治紛争処理委員による審査・勧告の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により国地方係争処理委員会による審査・勧告の制度と併せて設けられた、都道府県と市町村の間の係争処理の仕組みである（地方自治法第251条、第251条の3）。

自治紛争処理委員による審査・勧告の制度は、対等・協力を基本とする都道府県と市町村との関係における係争について、自治紛争処理委員が公平・中立な第三者機関として、できる限り行政過程で簡易・迅速に係争の解決を図り、もって地方自治の充実、確立に資することを目的とするものである。

そのため、自治紛争処理委員は、市町村の自治事務に対する関与については、違法のみならず普通地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する観点から不当であると認めるときは、都道府県に対し必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならないとされている（地方自治法第251条の3第5項、第250条の14第1項）。

本件審査は、勧告を受けて再開された協議において千葉県知事が改めて行った本件不同意を対象とするものであり、当初不同意に対する当初審査とは審査対象を異にする。この点に関し、千葉県は、最高裁第一小法廷昭和51年9月30日判決（民集30巻8号799頁）及び最高裁第一小法廷昭和52年3月24日判決（集民120号299頁）を引用し、訴訟物が異なる場合であっても後訴の請求又は後訴における主張が前訴における請求又は主張の蒸し返しにすぎない場合には、後訴の請求又は後訴における主張は、信義則に照らして許されないとされており、本件審査申出についても信義則に照らして許されないから、却下を免れない旨主張する。

しかしながら、自治紛争処理委員による審査・勧告の制度は、民事訴訟とは異なり、次の2点において法的特色を有するものである。一つには、市町村が処理する事務について都道府県が法令上授与された関与権限を行使した結果生じた紛争に関し、行政過程において紛争処理を行うという点である。二つには、前述のとおり、地方公共団体間の自治事務に対する関与については不当をも含めた審査を行うという点である。こうした特色に鑑みるならば、自治紛争処理

委員による審査・勧告の制度は、両当事者の主張をできる限り広範に尽くさせ、同時に、住民に対する説明責任を果たさせることに配慮したものと解される。このような観点からは、信義則といった一般条項を用いることによって、当事者の請求や主張を制限・規制することには慎重であるべきと考えられる。よって、千葉県が引用する前記判決の考え方は、本件審査には直ちには当てはまらない。

また、本件審査申出について見れば、勧告は、我孫子市の主張・立証を採用しなかった一方、「我孫子市が、本件事業は根戸新田の土地の一部（本件土地）との関係においては農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであると主張するのであれば、このことについてさらなる主張立証を尽くす必要がある」としたのである。我孫子市は、この勧告に従って改めて過去の資料の収集、調査を行っており、当該調査等において入手した昭和44年3月に作成された農業関係事業実施状況図等を用い、自らの主張を裏付ける新たな立証を行っている。

それゆえ、仮に、千葉県が主張するように、後に行われた審査申出における主張が先の審査申出において可能であったとしても、それをもって信義則違反であり審査を却下すべきと考えることは適当でない。自治紛争処理の過程で、勧告に従い一方当事者の行った主張・立証活動を捉えて、他方当事者に対する信義則違反行為と評価することは、一般に首肯し難いところである。

以下、本件審査申出における我孫子市の主張・立証に沿って、千葉県知事が行った本件不同意が違法又は不当であるか否かを検討することとする。

2 本件土地における本件事業の法施行規則第4条の3第1号柱書括弧書の除外事由（主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としないもの）の該当の有無

本件協議は、我孫子市が、法第13条第1項の規定に基づく本件計画変更案を作成したところ、本件農用地利用計画変更案が含まれていることから、法第13条第4項が準用する法第8条第4項の規定により、千葉県知事に協議を行ったものである。

本件農用地利用計画変更案の内容は、根戸新田の土地約14.8haについて、集団的に存在する農用地の規模が20haを下回っていることにより、集

团的に存在する農用地として確保すべき土地（法第10条第3項第1号）に該当せず、また、同項第2号から第5号までの各号の規定にも該当しないために農用地区域から除外するものである。

まず、同項第1号に規定する集团的に存在する農用地で一定規模以上のものの具体的な規模は、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）第6条において規定されており、その規模は、平成21年の改正により、平成22年6月1日以降、20haから10haに引き下げられている。

ただし、勧告において、「法改正により同意の要件や基準が厳格にされた場合には、我孫子市が有する法律上保護された地位に鑑みて、同意の付与は改正前の令第5条の規定に基づいて行われるべきである。したがって、本件については、再度の協議が平成22年6月1日以降も継続した場合において、再度の協議の中で、千葉県知事が、改正後の令第5条（現行第6条）の規定を適用して本件変更協議申出について不同意とすることは許されないというべきである。」とされている。

このため、千葉県知事は、同意基準において「平成22年5月31日において現に法第13条第4項において準用する法第8条第4項の協議がされている農業振興地域整備計画の変更における第2の2（1）の適用については、「10ヘクタール」とあるのは「20ヘクタール」とする。」との経過措置を設けたところである。

したがって、本件協議における当該規模の基準は、20haであることから、約14.8haである根戸新田の土地は、この基準には該当しないこととなる。また、千葉県知事は、法第10条第3項第3号から第5号に該当する旨を主張していないことから、当該根戸新田の土地が、集团的に存在する農用地で一定規模以上のものには該当せず、さらに、同項第3号から第5号に規定する農用地利用計画に含むべき土地にも該当しないことについて当事者間で争いはないと認められる。

他方、千葉県知事は、本件土地は、本件事業の施行に係る区域内にある土地であり、本件農用地利用計画変更案が、法第10条第3項第2号の規定により農用地とすべき土地を農用地区域から除外するという内容を含むものであるとして、本件不同意を行ったものである。

以上のことから、千葉県知事が行った本件不同意について、法第10条第3

項第2号及び同号に基づく法施行規則第4条の3の規定に照らして、違法又は不当であるか検討する。すなわち、本件土地について、法第10条第3項第2号に規定される土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるもの（法施行規則第4条の3に該当する事業）の施行に係る区域内にある土地であるか否かについて検討することとする。

我孫子市と千葉県的主張を踏まえると、検討に当たっての主な争点は、(1) 本件土地における本件事業の事業目的がどのようなものであったのか、(2) 事業目的との関係において受益の現状をどのように評価するのか、という点であると考えられることから、これらの点について検討を行うこととする。

(1) 本件土地における本件事業の事業目的

我孫子市は、本件事業の事業目的の判断を行うに当たっては、本件土地との関係において見る必要があるとする当初審査における考え方について本件審査においても変更がないと述べている。この点について、千葉県からも、特段の異論はなかったことから、本件事業の事業目的を判断するに当たっては、事業全体ではなく、本件土地との関係において判断すべきことについて当事者間に争いはないと認められる。

本件土地における本件事業の事業目的については、昭和38年概要書中「事業の目的」において、「手賀落堀の弁天堀と六軒堀との合流点附近に手賀排水機場を設け、…沼周辺耕地の湛水被害をなくし、…周辺耕地2,620haの土地改良を行い完全なる2毛作可能地にし、…農業基盤の向上を計り近代営農への転換を画するものである。」と記載されていることから、本件事業は、全体として「農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業」であることが認められる。

我孫子市は、本件土地は、排水受益地であることから、農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業の施行に係る区域には含まれない旨を主張する。しかしながら、排水条件の改善のみによっても生産性の向上を図ることは可能であり、また、一つの土地改良事業において、排水のみを改良する場所と用水のみを改良する場所が組み合わされて、全体として生産性向上を図ることも考えられる。よって、土地改良事業の受益が排水受益のみであっても、生産性を向上することを直接の目的とする事業に該当すると言うことができる。

したがって、本件土地が、排水受益地であるため、農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業の施行に係る区域には含まれないと言うことはできない。

以上のことから、本件事業は、全体としても、本件土地との関係においても、「農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業」であり、法施行規則第4条の3第1号イ及び同条第2号イに規定する事業に該当すると認められる。

なお、事業全体の事業目的と、その施行区域内の一部区域の事業目的は、基本的には一致するものと考えられる。本件審査において、農林水産省農村振興局整備部農地資源課が陳述したところを踏まえて判断すれば、全体として農業の生産性を向上することを直接の目的とする土地改良事業において、その施行区域内の一部の区域について農用地の災害防止を目的とする事業の実例はないと考えられる。

これを踏まえ、以下、我孫子市の主張・立証について検討する。

① 近接地区の市街化区域編入に着目した本件事業の事業目的判断

我孫子市は、我孫子市寿地区及び柏市北柏地区が昭和45年に市街化区域に編入されたのは、両地区が農業防災事業の受益地とみなされていた可能性が強いからであり、本件土地は、両地区と位置が近接し、本件事業との関係で排水受益地であることが共通していることから、両地区と同様に農地防災事業の受益地であると考えられる旨を主張する。

また、我孫子市は、千葉県が昭和44年に作成した農業関係実施状況図及び優良農地区域図に本件土地が図示されていないことは、当時の千葉県の農林部局が、本件土地を本件事業の実施区域の農用地とみなしていなかったか、もしくは農林漁業調整を必要としない農地防災事業に係る区域の土地とみなしていたと判断すべき旨を主張する。

しかしながら、近接地域を対象とした農地防災事業の受益地としての主張・立証によっては、なお、本件土地について、農地防災事業の実施区域の土地であった旨の我孫子市の主張・立証は尽くされていないものと考えられる。また、我孫子市寿地区及び柏市北柏地区の両地区を市街化区域に編入する際の農林漁業調整の資料がないことは、我孫子市の主張を立証するものではない。

さらに、農業関係実施状況図及び優良農地区域図は、千葉県内部において土木部局が農林部局と協議・調整する前に作成した図面であって、農業関係事業の実施状況等が正確に反映されているとすることはできない。農林部局との協議・調整を経た後の図面であればともかく、土木部局が単独で作成した図面を根拠にして、本件土地で実施された土地改良事業が農地防災事業であったとすることはできない。

したがって、我孫子市の主張は、前記の判断を覆すほどのものとは言い難い。

なお、この昭和45年当時の農林漁業調整に係る資料等が残されていないことについて、自治紛争処理委員は、千葉県に対し、当時の担当者に聞き取りを行い、その内容について資料を提出するように求めるとともに、農業関係事業実施状況図及び優良農地区域図の作成に当たって千葉県の土木部局が行った我孫子市との調整状況等の資料、都市計画に関する基礎調査に基づき土木部局が作成した市街化区域の原案及び当該原案に基づき農林部局と土木部局が協議・調整を行った資料等の提出を求めるなど資料の探求に努めたことを付言しておく。

② 本件土地に係る本件事業の受益地と賦課金

我孫子市は、手賀排水機場に係る排水受益に係る賦課金について、農地防災事業と同等の「0%でも良い」と千葉県は認めていた旨を主張し、その上で、本件土地が農地防災事業の受益地であることを千葉県は認めるべきであると主張する。

しかしながら、我孫子市の依拠する資料は、昭和45年を基準として平成8年に至るまでの手賀沼関係市町の人口増加率、財政規模の増加率の急増に比して、手賀沼土地改良区のそれはこれらの増加率をはるかに下回っており、むしろ排水施設の維持管理費が増加していく中で、本施設が手賀沼の排水を促進することによって我孫子市周辺住民の一般財産の保全にも寄与していることを述べたものである。「0%でも良い」旨の記載は、このような文脈において理解すべきである。

この点については、勧告における指摘が改めて想起されるべきである。すなわち、周辺自治体における宅地開発の進展の結果、そこから生じる被害を防止すべく周辺自治体が排水対策に協力したり、そのための費用を負担したりする

ことはむしろ自然であって、それにより、手賀沼土地改良区の負担割合が相対的に減少することがあるにしても、手賀沼土地改良区が受けている排水受益効果が量的に減少するとは認め難い。

したがって、本件のような、以前に土地改良事業が実施されたが、その後都市化が進展した地域における賦課金の負担割合は、当該地区における受益の効果を正確に反映するものではないとすることができる。つまり、農業の生産性を向上することを直接の目的とした事業であるのか、あるいは、農用地防災事業であるのかを判断するうえで、賦課金の負担割合の多寡は直接の根拠になるとは言い難い。

③ 本件事業の施行以前に本件土地が相当の生産性を有していたこと

我孫子市は、根戸新田地区の農地は、もともと相当の生産性を確保できていた土地であり、手賀排水機場による受益を受けて初めて生産性が相当に向上した農地ではないと主張する。これは、本件事業が、本件土地との関係において、農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業ではないと主張しているのではないかと考えられる。

しかしながら、本件土地が、もともと相当の生産性を確保できていた農地であったとしても、生産性を向上することを直接の目的とする事業を実施することは可能であると認められる。

したがって、もともと相当の生産性を確保できていたと主張することは、本件事業が生産性を向上することを直接の目的とする事業には該当しないことの根拠となるものとは言い難い。

ところで、我孫子市は、本件審査において、根戸新田地区地権者等の同意の問題も含めて縷々主張する。我孫子市の主張は、昭和30年段階での同意の不調達及び昭和38年段階での同意の不調達を内容とするものと考えられるが、(イ) いずれについても事業が実施され、公告がなされたのであるから、所定の手続きに基づき同意は得られていたと考えるのが自然である。(ロ) 仮に根戸新田地区地権者等の同意が得られていないことが立証されたとしても、土地改良法上、当該地区の地権者等の3分の2以上の同意があれば足りるのであるから、我孫子市としては、むしろ3分の1を超える不同意者が存在した事実を主張・立証すべきである。それにも拘わらず、この点の主張・立証がなされていない。

以上のことを考慮すれば、我孫子市の前記主張を斟酌することはできない。

さらに、我孫子市は、当初審査での主張・立証のうち、同意基準を設定・公表していないことの違法・不当の主張・立証以外の主張・立証を維持している。

しかしながら、本件審査において我孫子市により行われた主張・立証は、勧告で既に示した判断を覆すに足るものと認めることはできない（勧告は、本件事業が防災目的であることを内容とする、我孫子市の主張・立証を採用することができないとした上で、「本件事業は根戸新田の土地の一部（本件土地）との関係において農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであると主張するのであれば、このことについてさらなる主張立証を尽くす必要があると考える。」としていたところである）。その余の点については、新しい立証もなく、前記の判断を変更する必要は認められない。

（２） 事業目的との関係における受益の現状の評価

我孫子市は、（イ）本件事業の受益地は、その事業の着手から60年以上が経過しており、当時とは環境が激変していること、（ロ）受益実態がどのように激変していようが、勧告で判断されているように事業の目的判断は、「対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」という論理に基づく判断は、まったく合理性を欠くことを主張する。

仮に、受益の現状により事業目的が変更されるという考え方に立つならば、土地改良事業の施行区域においては、常に受益の現状を検証し把握することが必要であり、その上でその都度、事業目的を確認し続けることが必要となる。また、事業目的を確認し続けるための受益の現状に関する評価基準が必要となるが、土地改良法その他関連法規は、それに関する規定を設けておらず、このような考え方に基づくものではないと考えられる。つまり、現行制度によれば、事業の施行中に目的変更がなされるのであれば、明示的に行われるはずであり、黙示的に目的変更が行われることは、現行制度の予定していないところと考えられる。

したがって、受益の現状に応じて事業目的が変更することは想定できず、勧告における「対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」と

の判断は相当である。

なお、我孫子市は、当該土地を農用区域から除外した後も、農業的土地利用を継続する計画である旨述べているが、そのような場合は、農用区域からの除外は、むしろ計画の達成を困難にするおそれがある。したがって、農業的土地利用を継続するために、事情変更を理由とした農用区域からの除外を求めることが一般的に行われるとは考え難い。仮に、長期間が経過し、受益の現状が大きく変化して農業外の利用が適切になった場合には、通常、法第13条第2項の規定が適用されることになると考えられるので、このような場合における農用区域からの除外の途は、一般的には確保されていることを付言する。

以上、我孫子市の主張・立証に沿って、本件事業が、本件土地との関係において、法施行規則第4条の3第1号柱書括弧書の除外事由に該当するのかが検討した。

なお、我孫子市は、本件審査において、前記の主張以外にも縷々主張するが、前記の判断を覆すほどの事実を認定するに足る主張・立証があったと認めることはできない。

3 まとめ

本件審査は、本件土地が、集団的に存在する農用地で一定規模以上のものではなく、また、法第10条第3項第3号から第5号に規定する土地に該当しないことを確認した上で、同項第2号に規定する土地に該当するか否かについて検討したものである。

ここまで検討した結果、本件土地における本件事業は、生産性を向上することを直接の目的とする事業であり、法施行規則第4条の3第1号イ及び同条第2号イに該当するものであると認められる。また、受益の現状によって事業目的が変更することはないと考えられる。したがって、本件土地は、法第10条第3項第2号に規定する土地改良事業の施行に係る区域内にある土地に該当すると認められる。

さらに、自治紛争処理委員は、本件係争に係る事務が自治事務であることから違法性のみならず不当性も審査できること、地方自治法第2条第12項の解

積規定を踏まえ、審査の申出に理由があると認められるかについて、慎重な審議を重ねてきた。もとより、立法政策の問題としては、地方分権の意義を踏まえて、農用地区域の在り方について、市町村の判断をより尊重する仕組みに転換することは十分に検討の余地があり、自治紛争処理委員もそのことを否定するものではない。しかしながら、法第13条第4項が準用する法第8条第4項の規定に基づき同意を求められた千葉県知事にとって、本件土地が法第10条第3項第2号に規定する土地に該当するか否かを判断するに当たり、裁量の余地はないと解さざるを得ないことから、本件審査における千葉県知事の不同意について、違法の問題も不当の問題も生じないと考えられる。

以上のことから、平成22年2月1日付けの我孫子市の農業振興地域整備計画の変更に係る協議の申出について、千葉県知事が平成23年6月27日付けで行った不同意は、違法ではなく、かつ、不当であるとも認められない。

別表第1 当事者等が自治紛争処理委員に提出した文書

[我孫子市長からの提出文書]

文書名	提出日
「審査申出書」 別紙「証拠説明書（１）」 甲第１号証～甲第１３号証	平成２３年７月２６日（火）
「反論書」	同年９月 ６日（火）
「証拠説明書（２）」 甲第１４号証	同年９月 ６日（火）

[千葉県知事からの提出文書]

文書名	提出日
「答弁書」	平成２３年８月２３日（火）
「証拠説明書（１）」 乙第１号証～乙第１８号証の２	同年８月２３日（火）
物件の提出について	同年９月１３日（火）
「準備書面（１）」	同年９月１４日（水）
「証拠説明書（２）」 乙第１９号証の１～乙第２３号証	同年９月１４日（水）

[農林水産省農村振興局長からの提出文書]

文書名	提出日
物件の提出について	平成２３年９月３０日（金）

別表第2 自治紛争処理委員による審査の経緯

	審査期日	審査概要
第1回会議	平成23年 8月 9日(火)	合議
第2回会議	同年 9月 8日(木)	① 我孫子市長からの口頭陳述 ② 千葉県知事(代理人)からの口頭陳述 ③ 委員からの発問 ④ 合議
第3回会議	同年 9月15日(木)	① 参考人(農林水産省農村振興局整備部農地資源課及び農村政策部農村計画課)からの口頭陳述 ② 委員からの発問等
第4回会議	同年 9月22日(木)	合議
第5回会議	同年10月 7日(金)	合議
第6回会議	同年10月21日(金)	合議